

志摩市と学校法人辻料理学館との
ガストロノミーの振興と地方創生の推進に関する包括連携協定書

伊勢志摩国立公園に全域が指定され、古くから御食つ国と呼ばれる豊かな自然と食材を有する志摩市（以下「甲」という。）と、日本を代表する「食」の総合教育機関である学校法人辻料理学館（以下「乙」という。）とは、甲乙間の連携に関し以下のとおり協定（以下「本協定」という。）を締結する。

※「ガストロノミー」とは、いかに食材を選択し、料理し、給仕するか、また、いかに自身の健康、自然環境及び食に関する地域の産業の持続可能性を保ちつつ食を楽しむかの技術と実践であり、食と文化に関する研究分野でもあり、地域特有の料理や調理方法でもある。

（目的）

第1条 甲及び乙は、食文化産業の振興及び担い手の育成並びにそれらを通じた志摩市の地方創生を推進することにより、日本の自然、食、及び文化を生かした持続可能な観光関連産業の確立に寄与することを目的として、相互に協力する。

※「食文化産業」とは、食に関する生産、加工、流通、提供そして消費に係る伝統的なものから革新的なものまでを含む一連の産業のこと。

（連携事項）

第2条 甲及び乙は、下記に定める事項について連携する。

- 1）甲が推進する地域の食材や伝統的な食文化などを生かした地方創生の取組み
- 2）乙が推進する食文化産業の振興及び担い手育成の取組み
- 3）ガストロノミーマニフェストに関する取組み
- 4）その他両者が必要と認める事項

（連携体制）

第3条 甲及び乙は、連携事項に関する詳細を協議するために双方で担当者を定め、両者によるプロジェクトチームを組織し、定期的に協議を行うものとする。

2 前項に定めるプロジェクトチームでは、両者が認める場合、甲又は乙が推薦する個人又は団体等を加えて、連携事項について協議を行うことができるものとする。

（協定内容の修正）

第4条 前条に定めるプロジェクトチームでの協議を踏まえて、甲又は乙が、本協定の変更を申し出たとき、又は本協定に定めのない事項について調整の必要が生じたときは、その都度協議を行うものとする。

（有効期間）

第5条 本協定の有効期間は、協定を締結した日から1年間とする。ただし、本協定の有効期間が満了する日までの3ヶ月を下らない期間中に、甲又は乙からの特段の申し出がないときは、本協定の締結を更新するものとし、以降も同様とする。

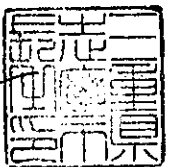
本協定の成立を証するため本書を2通作成し、甲及び乙が各自記名押印のうえ、各1通を保管する。

平成29年5月18日

志摩市

住 所：三重県志摩市阿児町鵜方 3098 番地 22

職氏名：志摩市長

ヤ 丁 内 子 尋 

学校法人辻料理学館

住 所：大阪府大阪市阿倍野区松崎町 3-16-11

職氏名：理事長

辻 芳 樹 